

武生中央公園水泳場再整備事業 公募設置等指針

赤字は4月9日付け又は5月
7日付けで修正した箇所です。

令和2年4月
越前市教育委員会事務局スポーツ課

目 次

用語の定義	1
-------	---

第1章 事業の概要

1. 目的	2
2. 武生中央公園の概要	3
3. 事業区域及び土地の使用条件	4
4. 事業の概要	5
(1) 事業内容	5
(2) 事業イメージと費用負担及び役割分担	5
(3) 事業範囲	7
(4) 事業の流れ	7
(5) 事業期間	8
(6) 事業スケジュール	9

第2章 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

1. 公募対象公園施設の建設に関する事項	11
(1) 公募対象公園施設の種類	11
(2) 公募対象公園施設の整備に関する条件	11
(3) 公募対象公園施設の管理運営に関する条件	11
(4) 公募対象公園施設の場所	12
(5) 公募対象公園施設の設置及び管理の開始時期	12
(6) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額	12
2. 特定公園施設の整備に関する事項	13
(1) 特定公園施設の建設範囲	13
(2) 特定公園施設の建設に要する費用	13
(3) 特定公園施設の設計・建設等に係る注意事項	14
(4) 特定公園施設（水泳場）の管理運営方針	25
3. 利便増進施設の設置に関する事項	28
(1) 利便増進施設の設置について	28
(2) 利便増進施設を設置する場合の占用料	28
4. 屋内催事場の利活用に関する事項	28
5. 都市公園の環境の維持及び向上措置	28
(1) 関係法令の遵守及び公園利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営	28
(2) 暴力団の施設利用に係る措置	29
(3) 障がい者差別解消に係る配慮	29

6. 認定の有効期間	29
7. 設置等予定者を選定するための評価基準	29

第3章 公募の実施に関する事項

1. 公募への参加資格等	30
(1) 応募者の資格	30
(2) 応募の制限	30
(3) 応募条件	31
(4) 応募グループの構成員の変更	31
(5) 提供情報	31
2. 応募手続き	31
(1) 公募設置等指針の配布	31
(2) 事前説明会	32
(3) 応募登録に関する質問及び質問に対する回答	32
(4) 応募登録の受付	32
(5) 公募設置等指針等に関する質問及び質問に対する回答	32
(6) 公募設置等計画等の受付	32
(7) 提出書類作成の注意事項	33
(8) 受付時間	33
(9) プレゼンテーション用資料	33
3. 公募設置等計画等の評価、設置等予定者の選定	35
(1) 審査方法	35
(2) 選定委員会	36
(3) 評価基準	36
(4) 選定結果の通知	38
(5) 選定委員会の委員等への接触の禁止等	38
4. 公募設置等予定者の決定	38
5. 公募設置等計画の認定	39
6. 認定公募設置等計画の変更	39
7. 契約の締結等	39
(1) 基本協定	39
(2) 公募対象公園施設の設置許可	39
(3) 特定公園施設建設・譲渡契約	39
(4) 利便増進施設の占用許可	39
(5) 指定管理者の指定	40
8. リスク分担等	40

(1) リスク分担	40
(2) 損害賠償責任	42
9. 第三者の使用	42
10. 事業の継続	42
11. 事業破綻時の措置	42
12. その他	42
(1) 工事の条件	42
(2) 法規制等	43
(3) 事務局（提出先及び問合わせ先）	43

用語の定義

Park-PFI	都市公園における民間活力を活用した新たな整備・管理手法として、平成29年度の都市公園法（昭和31年法律第79号）改正により新たに設けられた、「公募設置管理制度」のこと。「Park-PFI」と呼称。 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する。
公募対象公園施設	都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等
特定公園施設	都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。 Park-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、公告塔。
公募設置等指針	Park-PFIの公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、公園管理者が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	都市公園法第5条の3の規定に基づき、Park-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。
設置許可	都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可。
管理許可	都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。
利用料金制	地方自治法（昭和20年法律第67号）第244条の2第8項、9項の規定に基づき、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができる制度。

第1章 事業の概要

1. 目的

武生中央公園は、市民のスポーツの場、レクリエーションの場として利用されている公園であり、北陸の秋を代表するイベントである「たけふ菊人形」の会場としても利用されており、県内外から多くの観光客が訪れる場となっています。

当該公園は、平成30年に開催された福井国体に合わせ平成25年度から平成30年度にかけて再整備しました。また、整備の概要は、武生中央公園再整備基本計画に掲げる整備方針「市のセントラルパークとして、老若男女が憩う・遊ぶ・見る・学ぶ・楽しむことのできる空間の形成」に基づき、子どもたちの創造力や探究心を育み、「ワクワク・ドキドキ」の体験ができる空間を築くため、本市出身で日本を代表する絵本作家であるかこさとし氏の監修をいただき「次世代の人が育つ空間」、「絵本の世界を映し出す空間」、「地域活性化の核となる空間」の三つの基本コンセプトに基づく整備を行い、平成29年8月11日にリニューアルオープンしました。

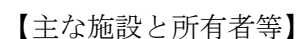
また、官民連携による公園整備として、図書館、文化センターがある文化ゾーンエントランス広場には、屋内遊戯施設「かみなりちゃんのおうち」と飲食施設「はぐもぐ」が平成29年9月にオープンし、翌年9月にはスターバックコーヒー武生中央公園店がオープンして、来園者数が年間100万人を超える公園となりました。

このような中、現在の水泳場は、昭和40年度に整備してから54年が経過し老朽化しているため、全てを解体し、屋内型温水プールとして、25mプールと幼児用プールを再整備します。

水泳場再整備にあたっては、「越前市スポーツ施設再配置計画」に基づき将来の人口減少・少子高齢化に対応するとともに、武生中央公園のさらなる魅力の向上を図ることを目的に、公募設置管理制度（Park-PFI）を活用し、民間事業者との連携を図り、水泳場としての機能を充実させ、「越前市スポーツ推進プラン」に基づき、市民の健康増進、余暇利用、水泳競技力の向上、小学校の水泳授業等、通年で多用途に活用できる官民連携の水泳場を整備します。

さらに、公募対象公園施設として民間施設を一体的に整備することで、公園利用者の利便性を向上します。

公園種別	運動公園
所在地	越前市高瀬二丁目地係
面積	13.3ha
公園施設概要図	



施設	所管課・所有者	備考
屋外広場	にぎわいづくり課 都市計画課	指定管理者:越前パークマネジメント 共同事業体
総合体育館	スポーツ課	指定管理者:(公社)越前市スポーツ協会
庭球場	スポーツ課	
多目的グラウンド	都市計画課	
多目的広場	スポーツ課	人工芝
中央図書館	図書館	
文化センター	文化課	指定管理者:(公財)越前市文化振興・ 施設管理事業団
屋内催事場	にぎわいづくり課	

大型動力付遊具	にぎわいづくり課	観覧車、バイキング、アストロファイター、メリーゴーランド、モノレール
はぐもぐ	大和リース(株)	飲食施設
スターバックスコーヒー武生中央公園店	スターバックスコーヒージャパン(株)	
第1駐車場 第2駐車場 第3駐車場 第4駐車場 第5駐車場 その他駐車場	都市計画課	普通車150台 普通車199台 普通車62台、大型車10台 普通車282台 普通車25台 普通車27台

3. 事業区域及び土地の使用条件

①事業区域 参考資料2（事業区域図）

②土地の使用条件



【土地の概要】

計画地	越前市 高瀬二丁目
事業区域面積	約 8,500 m ²
設置可能な建築面積	建築基準法に基づく建築面積（以下「建築面積」という。） 上限値：2,000 m ²
用途地域	準工業地域（公園西側） 第1種中高層住居専用地域（公園東側）
容積率	200%
建ぺい率	60%
斜線制限	無し
接道状況 （現況）	北面、東面 公園内道路 南面 市道第1906号線

4. 事業の概要

（1）事業内容

①事業手法

平成29年度の都市公園法の改正により創設された Park-PFI を導入し、民間の資金とノウハウを活かした水泳場及び周辺施設の再整備を行い公園利用者への新たなサービス提供を行い公園利用者の利便性向上を図ります。

事業実施にあたり、Park-PFI を導入することで、公募対象公園施設の収益還元により、特定公園施設整備に係る本市負担が低減されることを期待します。

公募方法は、民間事業者から再整備やその後の管理について幅広い事業提案を求めることを目的に「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」（国土交通省）に則り公募します。

②整備する機能

- ・公募対象公園施設・・・健康運動施設、屋内遊戯施設等

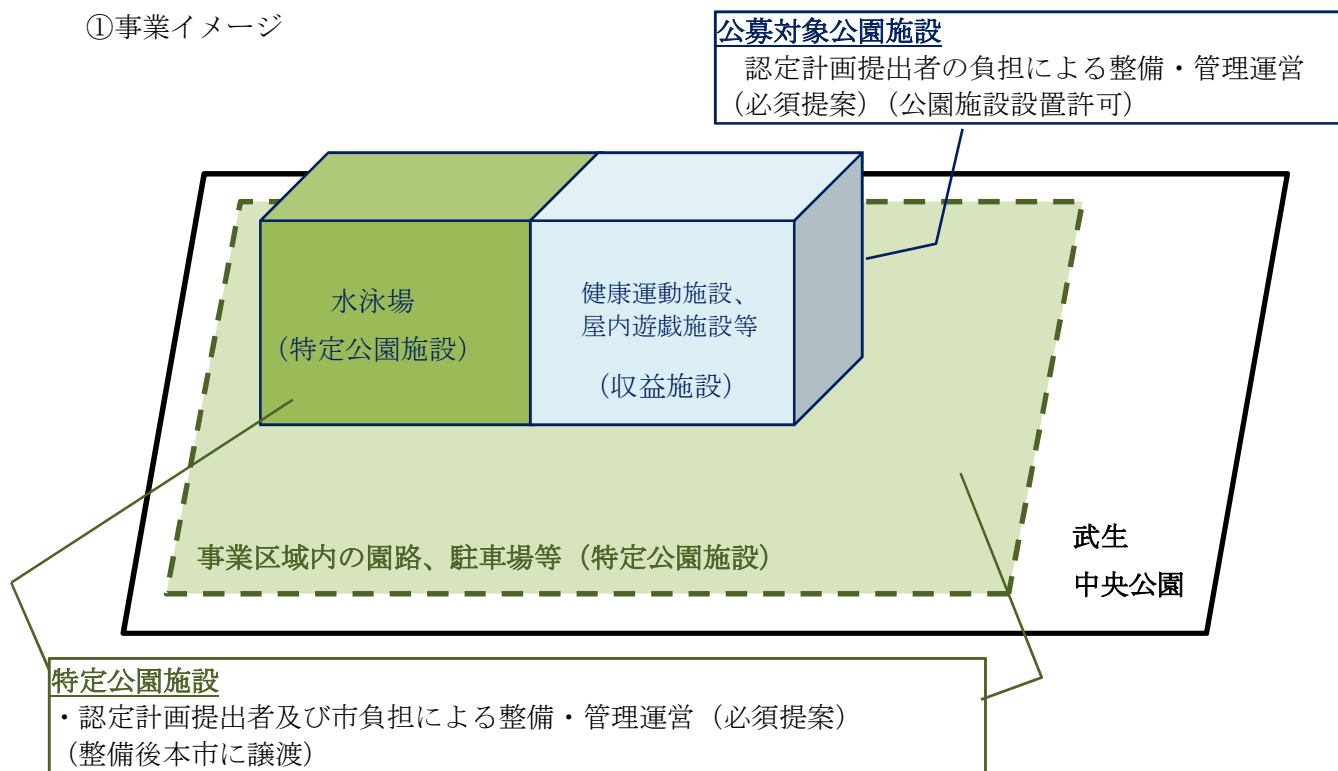
※参考資料3（公募対象公園施設一覧表）を参照

- ・特定公園施設・・・水泳場、事業区域内の園路、駐車場等
- ・利便増進施設・・・看板又は広告塔、自転車駐車場等（任意提案）

（2）事業イメージと費用負担及び役割分担

民間事業者は、公募対象公園施設、特定公園施設を含めた事業区域全体の基本構想となる公募設置等計画を作成し、全体としての再整備の方向性を提案してください。

①事業イメージ



②費用負担及び役割分担

項目		公募対象公園施設 (必須)	特定公園施設 (必須)	利便増進施設 (任意)
		健康運動施設、屋内遊戯施設等 ※参考資料3 (公募対象公園施設一覧表)	水泳場及び付属施設 (ロビー、更衣室等) (以下「水泳場」という。)、外構 (駐車場、園路等)	看板 広告塔 駐輪場等
整備	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	市と認定計画提出者 ※両施設が一体建築となる場合は建物の区分所有等に関する法律の適用となります。	認定計画提出者
	市と認定計画提出者の関係	認定計画提出者が設置許可を受けて整備	特定公園施設譲渡契約により整備したものを市へ譲渡。	認定計画提出者が都市公園占用許可を受けて整備。
管理運営	実施主体	認定計画提出者	水泳場：認定計画提出者 (予定) 外構：市	認定計画提出者

	財産管理	認定計画提出者	市	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者 (認定計画に定められた 土地使用料を負担)	市と認定計画提出者 (予定)	認定計画提出者
	市と認定 計画者の 関係	認定計画提出者が管理許 可を受けて管理運営	指定管理者の指定を受 けて管理運営 ※指定管理業務につい て協議し、指定管理者選 定委員会で審査を受け、 選定を受けた後、越前市 議会で指定議案の可決 を前提とする。	認定計画提出者が 都市公園占用許可 を受けて管理

(3) 事業範囲

本事業の事業範囲は以下のとおりです。

- ①公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ②特定公園施設の設計業務
- ③特定公園施設の建設業務
- ④特定公園施設の譲渡業務
- ⑤特定公園施設（水泳場）の管理運営業務
- ⑥利便増進施設の設置及び管理業務（任意提案）
- ⑦屋内催事場の利活用提案（任意提案）

(4) 事業の流れ

①設置等予定者の選定

本市は、提出された公募設置等計画の審査を行い、設置等予定者を選定します。

②公募設置等計画の認定

本市は、設置等予定者が提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨を認定する。また、本市は当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示する。

③基本協定書の締結

認定計画提出者は、認定公募設置等計画に基づき、本市との間で、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた基本協定を締結します。

④公募対象公園施設の設置許可

認定計画提出者は、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設設置許可を受け、公募対象公園施設の整備、管理及び運営を行っていただきます。

⑤特定公園施設の設計、建設、市への譲渡

特定公園施設に係る設計及び建設は、一旦、認定計画提出者の負担において施設整備を実施していただきます。

本市と設計協議の上、設計を行っていただきます。設計完了後、設計内容・金額について本市が精査し、越前市議会の可決を得て、特定公園施設の建設・譲渡契約を締結します。また、整備完了後、特定公園施設建設・譲渡契約に基づき、本市へ譲渡してください。なお、公募設置等計画に基づく工事中の公園使用料は、全額免除とします。本市は、譲渡契約手続完了後に、特定公園施設の建設・譲渡契約に基づき譲渡代金を支払います。

⑥旧武生勤労青少年ホームの解体工事（他事業）

旧武生勤労青少年ホームの解体工事は、市が工事を発注し解体します。なお、解体完了は令和2年12月末を予定しています。

⑦特定公園施設の管理運営

全ての特定公園施設の引き渡し完了した時点において、本市は、認定計画提出者を、越前市議会の可決を得て特定公園施設の管理運営を行う指定管理者とすることを予定しています。

⑧利便増進施設の設置、管理（任意提案）

認定計画提出者から認定公募設置等計画に基づき提案があった場合、都市公園法第6条に基づき占用許可により設置し、認定公募設置等計画に基づき管理を行っていただきます。

⑨屋内催事場の利活用（任意提案）

屋内催事場建設は、参考資料4（屋内催事場整備概要）に基づき、市が工事を発注し建設します。なお、完成時期は令和3年8月を予定しています。

また、認定計画提出者は武生中央公園の賑わい創出及び中心市街地の活性化を図る目的で屋内催事場の利活用について提案をすることが可能です。

（５）事業期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、基本協定締結日から20年間とします。但し、事業期間終了までに、本市と認定計画提出者双方が協議の上、合意に至れば事業期間を延長できます。なお、事業期間を延長する場合は、公募設置等計画の認定期間は終了し、都市公園法

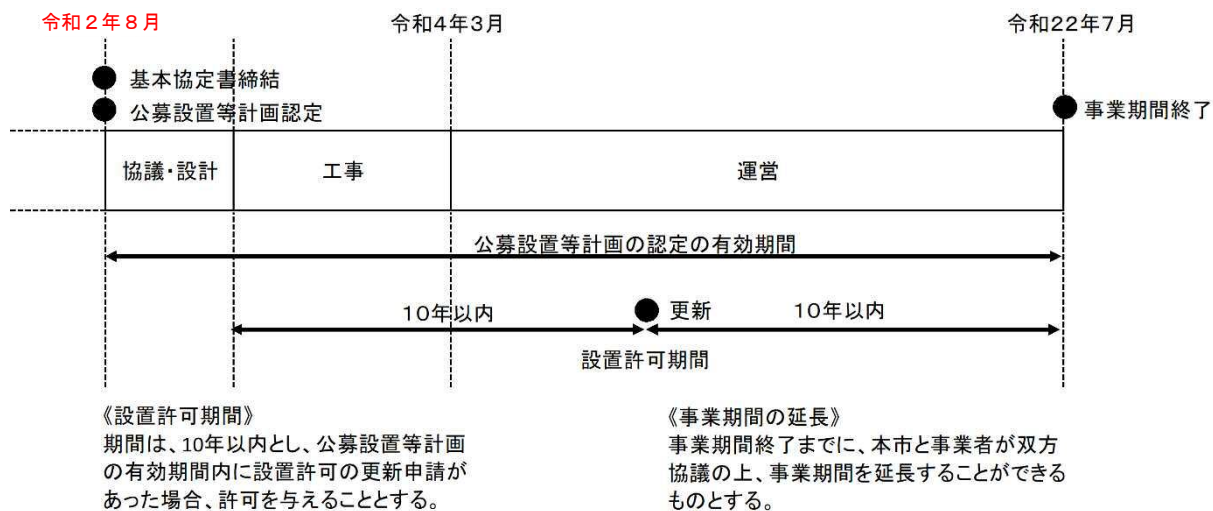
第5条第1項による公園施設の設置管理の許可となります。

事業期間終了時は、公募対象公園施設については、認定計画提出者が自己の負担において、公募対象公園施設の用地を原状回復していただきます。なお、特定公園施設と合築する場合は、公募対象公園施設を本市に無償譲渡していただきます。

(6) 事業スケジュール

公募及び事業のスケジュールは、以下のように予定しています。

項目	時期
公募設置等指針の公表、配布	令和2年4月2日（木）
事前説明会	中止
応募登録に関する質問書受付	令和2年4月2日（木）～令和2年4月28日（火）
応募登録に関する質問書の回答期限	令和2年5月8日（金）
応募登録	令和2年4月9日（木）～令和2年5月18日（月）
公募設置等計画に関する質問書受付	令和2年4月9日（木）～令和2年6月29日（月）
質問書最終回答期限	令和2年7月6日（月）
公募設置等計画の受付	令和2年6月5日（金）～令和2年7月20日（月）
公募設置等計画の評価	令和2年8月5日（水）予定
設置等予定者等への通知	令和2年8月中旬
公募設置等計画の認定	令和2年8月中旬～令和2年8月下旬
基本協定の締結	令和2年8月下旬
認定計画提出者による設計及び建設	令和2年8月下旬～令和4年2月 （特定公園施設の建設・譲渡契約は、越前市議会での可決後に締結）
供用開始	令和4年3月
事業終了	令和22年7月



第2章 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

1. 公募対象公園施設の建設に関する事項

(1) 公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、武生中央公園の既存公園施設及び水泳場との一体利用により公園利用者の利便性の向上を図る上で特に有効と期待できるもので、公園利用者へのサービス向上だけでなく、中心市街地の魅力向上や活性化に資する収益施設を提案してください。

提案可能な施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則（昭和31年政令第290号）第3条の3に規定されている施設であって、当該施設から生ずる収益等を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができるものと認められるものとし、公園施設に該当しない施設は認められません。

(2) 公募対象公園施設の整備に関する条件

① 共通事項

- ・都市公園区域内に設置可能な建築面積（特定公園施設の建築面積を含む）の上限は、2,000㎡とします。なお、建築面積が発生しない公募対象公園施設についての面積の上限はありませんが、都市公園が一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることに鑑みた規模の提案としてください。
- ・公募対象公園施設のデザイン、高さ及び配置等は、武生中央公園の自然環境及び周辺の建物との調和に配慮してください。また、越前市景観条例（平成21年度越前市条例第12号）及び越前市景観規則（平成21年越前市規則第30号）に基づく事前相談・協議、届け出等をしていただく必要があります。

② インフラ整備（電気、ガス、上下水道等）

- ・施設に必要なインフラ整備は、原則、認定計画提出者の負担にて整備してください。特定公園施設と合築する場合は、特定公園施設のインフラから接続することができるものとします。その場合は、私設メーター等を設置し、公募対象公園施設の使用量を区分できるようにするものとし、当該使用量に応じた料金を本市へ支払っていただきます。
- ・インフラ整備に伴い新たな引き込み等を行うにあたっては、各インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者から各インフラ管理者へ引き込み等に要する費用を負担してください。

(3) 公募対象公園施設の管理運営に関する条件

- ・公園利用者が利用しやすく、安心・安全に配慮した管理・運営としてください。
- ・継続的に運営可能な事業計画とし、年間を通じて円滑な管理・運営が可能な従業員の配置体制としてください。
- ・特定公園施設や既存公園施設と一体的に魅力増進を図れるような管理・運営内容としてく

ださい。

- ・地震・火災等災害発生時の危機管理に対応した管理・運営可能な配置体制としてください。
- ・公園内や周辺道路において通行利用者などの支障とならないよう対策をしてください。

（支障例）販売又は配布した物の園路・広場や歩道等への投げ捨て

公募対象公園施設利用者の待ち列による園路、道路区域へのはみ出し

公募対象公園施設利用者が使用する自転車を園路や周辺歩道へ放置すること

- ・公園利用者の利便性を考慮し、原則通年営業を基本とします。営業時間については特に制限しませんが、本市と協議の上、営業時間を定めてください。
- ・アルコール類の販売は可能です。ただし、自動販売機によるアルコール類の販売は禁止とします。

（４）公募対象公園施設の場所

公募対象公園施設の設置が可能な場所は、事業区域内とします。

（５）公募対象公園施設の設置及び管理の開始時期

公募対象公園の設置及び管理の開始時期は令和３年度中となる予定です。

（６）公募対象公園施設の使用料の額の最低額

認定計画提出者は、越前市行政財産の使用料徴収条例（平成１７年越前市条例第８４号）に基づき算定した使用料（年額）下限値と、自ら提案した加算額を加えた額を使用料金として本市に支払っていただきます。ただし、使用料（年額）下限値は、当該条例が改正された場合は、改正後の条例規定によるものとします。なお、使用料（年額）下限値は、固定資産評価額により変動します。

また、特定公園施設（水泳場）と公募対象公園施設を合築し、建築物が２階以上の構造とする場合、使用面積は、共用部分を除いた特定公園施設（水泳場）と公募対象公園施設の合計延床面積と公募対象公園施設の延床面積を案分し建築面積を乗じた面積とします。

■公募対象公園施設の使用料下限値（年額）の算定式：

当該土地 1 m²当たりの固定資産評価相当額 × 6 / 1, 0 0 0 × 使用面積 × 1 2 か月

（参考：令和元年４月時点）

公募対象公園施設の使用料下限値（年額）：1, 9 8 0 円/m²

（参考：合築した場合の使用面積の算定例）

建築面積 1, 8 0 0 m²（特定公園施設の延床面積 1, 6 0 0 m²、公募対象公園施設 1, 0 0 0 m²、共用部分 2 0 0 m²）で２階建ての場合

計算例：(1, 0 0 0 m² / 2, 6 0 0 m²) × 1, 8 0 0 m² = 6 9 2 m²

2. 特定公園施設の整備に関する事項

(1) 特定公園施設の建設範囲

特定公園施設の設置が可能な場所は、事業区域内とします。

(2) 特定公園施設の建設に要する費用

特定公園施設の建設に要する初期費用は認定計画提出者が資金調達し、特定公園施設の整備をしていただきます。当該費用は、公募対象公園施設や利便増進施設から見込まれる収益等と市からの負担により賄ってください。応募者には、①特定公園施設の建設に要する費用の見込額、②公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益等からの充当額、③本市に負担を求める額を提案していただきます。収益等からの充当額により、できるだけ市負担を低減する提案としてください。なお、本市が負担する額は特定公園施設の整備に要する費用の見込額に対して9割以下とします。

特定公園施設と公募対象公園施設の一部を共用部分（通路、トイレ、ロビー等）として提案することは可能とします。なお、共用部分の費用負担については、施設規模（面積等）に応じて案分し、双方が負担するものとします。また、備品については、特定公園施設の建設に要する費用に含めないものとします。

本市が負担する費用の上限は以下の金額とします。なお、特定公園施設（水泳場）の建設に要する費用の上限額には、既存プール解体費用（旧武生勤労青少年ホーム解体費は含まない。）も含んでいます。ただし、予算措置及び財産の取得について越前市議会で可決されることを条件とします。

■特定公園施設（水泳場）の本市に負担を求める額の上限額：650,000千円

■特定公園施設（外構）の本市に負担を求める額の上限額：1㎡あたり9千円

（消費税及び地方消費税を含む。）

本市から負担する額は、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容とその工事費内訳を提出いただき、本市が設計内容・金額を精査確認（数量、単価設定等が適切かを確認し、単価設定は本市が工事発注する際の標準単価や市場単価を参考にするとともに、類似整備の設計金額と契約金額との割合等を加味するものとします。）した上で、本市と認定計画提出者と協議し、決定するものとします。

本事業に際して、Park-PFI の支援制度として創設された「官民連携型賑わい創出事業」（社会資本整備総合交付金）を活用して、特定公園施設の整備に要する費用のうち、本市が負担する金額に対して国からの支援を受ける予定をしております。

また、国からの支援を受けるにあたって、本市から関連する工事費内訳等の資料提出を求

める場合がありますので、認定計画提出者は協力してください。

（３）特定公園施設の設計・建設等に係る注意事項

特定公園施設の建設に際しては、工事の施工方法に関する法令及び下記の公的基準等の最新版のものに従って設計・施工してください。なお、下記に定めのない場合は、本市と協議の上適切に施工してください。

- ・ 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課）
- ・ 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修）
- ・ 建築設備設計基準（ 〃 ）
- ・ 体育館等の天井の耐震設計ガイドライン（財団法人日本建築センター）
- ・ 公共建築工事標準仕様書〔建築工事編〕（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書〔電気設備工事編〕（ 〃 ）
- ・ 公共建築工事標準仕様書〔機械設備工事編〕（ 〃 ）
- ・ 建築工事監理指針（ 〃 ）
- ・ 電気設備工事監理指針（ 〃 ）
- ・ 機械設備工事監理指針（ 〃 ）
- ・ 建築工事標準詳細図（ 〃 ）
- ・ 公共建築設備工事標準図〔電気設備工事編〕（ 〃 ）
- ・ 公共建築設備工事標準図〔機械設備工事編〕（ 〃 ）
- ・ 建築保全業務共通仕様書（ 〃 ）
- ・ 建築保全業務積算基準（ 〃 ）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 福井県土木工事共通仕様書
- ・ 福井県土木工事施工管理基準書
- ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）
- ・ プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省）
- ・ 遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省通知）
- ・ プール公認規則（公益財団法人日本水泳連盟）
- ・ 公認プール施設要領（公益財団法人日本水泳連盟）
- ・ 都市公園技術標準解説書（一般社団法人日本公園緑地協会）
- ・ 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
- ・ J I S 照度基準
- ・ 舗装設計便覧（公益社団法人日本道路協会）
- ・ 舗装設計施工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ・ 道路ハンドブック（建設産業調査会）

- ・造園ハンドブック（日本造園学会）
- ・その他、本事業に必要な関係要綱、基準等

①共通事項

- ・特定公園施設のデザイン、高さ及び配置等は、武生中央公園の自然環境及び周辺の建物との調和に配慮してください。また、越前市景観条例及び越前市景観規則に基づく事前相談・協議、届け出等をしていただく必要があります。
- ・夜間の公園利用やイベント実施などを想定したデザイン、設備等に配慮してください。
- ・ユニバーサルデザインに配慮してください。また、高齢者や子ども連れ、障がい者及び要介護者の方々の利用にも配慮してください。
- ・環境負荷低減、建物リサイクル等環境保全に配慮した提案としてください。
- ・整備後の管理修繕費の低減に配慮した計画としてください。
- ・照明施設、サインを整備してください。

②水泳場

以下に示す要素から構成する施設とします。

施設	構成	諸室等	備考
水泳場 (特定公園施設)	屋内温水プールエリア	25mプール	
		幼児用プール	
		採暖室	
		プールサイド	うがい設備・洗眼設備を含む
		監視室	救護室や事務室と兼用可
		救護室	監視室や事務室と兼用可
		器具庫等の収納室	
		更衣室	多目的更衣室を含む
		シャワー室	
		トイレ	多目的トイレを含む
		通過式洗浄設備 (強制シャワー)	
	管理エリア	受付	事務室に近接 ※共用部分として提案可能
		事務室	監視室や救護室と兼用可 ※共用部分として提案可能
		倉庫	
		機械室	※共用部分として提案可能
		電気室	※共用部分として提案可能

	エントランス、ロビー等	観覧コーナー	※共用部分として提案可能
		エントランス	※共用部分として提案可能
		ロビー	※共用部分として提案可能
		廊下・階段	※共用部分として提案可能
		トイレ	多目的トイレを含む ※共用部分として提案可能
		エレベーター	施設利用者ゾーンが2階以上にもある場合は必須 ※共用部分として提案可能

(ア) 共通事項

- ・施設全体の機能的連携、維持管理に配慮した配置計画としてください。
- ・利用動線と管理動線が錯綜しない計画としてください。
- ・水泳場では、日常的な健康増進、競技大会の開催、小学校の水泳授業など多様な利用形態を想定しており、これらに対応できる計画としてください。なお、小学校の水泳授業は、1クラス最大35名、同時に2クラスまでの受け入れを想定しています。
- ・災害時の避難動線を確保して利用者の安全を守るとともに、物資搬入、緊急車両の動線にも配慮してください。
- ・サイン等、ユニバーサルデザインを考慮した計画としてください。
- ・高齢者や障がい者等のバリアフリーを確保するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づき、全ての利用者が快適・安全に利用できる計画としてください。
- ・自然採光や自然通風を積極的に取り入れる他、太陽光など自然エネルギー等の利用により省エネルギー及び省資源の実現を図り、環境負荷及びライフサイクルコスト等の低減に寄与できるものとしてください。
- ・施設性格上、水の事故の予防に最大限に配慮した計画・設計を行ってください。
- ・地震時の落下物やガラスの飛散、排水口への吸い込みに対し、十分な対策を講じてください。また、プール天井については、特に十分な対策を講じてください。
- ・施設利用上必要と考えられる部分については、転倒、転落事故防止等の安全性確保に努めてください。手摺等は安全性や視認性に配慮してください。
- ・強風や浸水、台風等による本施設への影響を考慮してください。
- ・施設用途や利用形態を考慮した防犯・セキュリティ計画を行ってください。
- ・供用開始後の維持管理、保全・清掃、メンテナンスコストの低減に十分配慮してください。
- ・プール施設という特性に配慮した結露防止策、塩素等による腐食防止策、空調負荷軽減策を図ってください。下地材として使用する金属は防錆・防腐食対策を十分考慮したものとしてください。
- ・施設特性上、裸足や裸で触れるゾーンが多いこと、水による事故のおそれのある施設であること等を考慮し、安全な仕上げ材選定、端部処理等、利用者の安全に万全を期した計画に努めてください。

- ・プール本体槽の材料・構造については、耐久性、メンテナンス性、経済性に配慮した保温効果のあるものとしてください。
- ・長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めてください。
- ・利用者スペースに設置する器具類は、耐久性の高い製品を採用し、十分な破損防止対策を行うとともに、交換が容易な仕様としてください。
- ・幼児用プール及び付帯施設の実施設設計においては、越前市出身の絵本作家かこさとし氏の作品をモチーフにしたデザイン等を、市と協議の上組み入れることとなります。

(イ) 構造計画

・耐震安全性

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に基づき、以下の耐震安全性と同等水準以上の性能を確保してください。

部位	分類	耐震安全性の目標	備考
建築構造体	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている	重要度係数 $I = 1.0$
建築非構造部材	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている	
建築設備	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている	

・耐久性

塩素等に対する十分な防錆・防食対策を講じてください。

(ウ) 屋内温水プールエリア

(屋内温水プール共通)

- ・遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省通知）の施設基準に準拠してください。
- ・循環吸い込み及び排水は、吸い込み吸い付きを起こさない構造としてください。
- ・年間を通じて利用されることから、室内環境に配慮してください。特に冬期の快適環境に留意が必要であり、窓からの冷輻射等の防止や結露対策等を十分に行ってください。また、十分な換気機能を備えてください。
- ・水温、室温は29℃～31℃程度を目安とし、実際の利用状況に応じて適切な温度に調整可能としてください。
- ・プールサイド、更衣室及び更衣室からプールサイドに至る通路は、裸足で歩くため、床が冷たく不快に感じないようにしてください。

- ・利用者や管理者が裸足で出入りする諸室のドア等は足の指をはさまないような構造としてください。
- ・プール室の湿気・臭気が更衣室等に流れ込まないようにするとともに、更衣室等の湿気対策に十分考慮したものとしてください。

(25mプール)

- ・日本水泳連盟公認プール施設要領に則り、県大会レベルの公認(国内一般プール・A相当)を取得可能な設計及び施工(公認用備品は除く)としてください。
- ・完成時、福井県水泳連盟公認測量士が作成した測量記録を市へ提出していただくことになります。
- ・長さは25.0m以上としてください。幅はスロープ部分を除いて17.0m以上としてください。
- ・レーン数は8レーン以上としてください。また、レーン幅は2.0m以上としてください。
- ・水深については、1.35m以上と1.1m以下の2段階オーバーフロー式のプール槽で固定床としてください。
- ・プール槽出入口の1箇所を手摺付きスロープとしてください。
- ・両側の短辺に、取り外し可能なスタート台を設置してください。
- ・足元が滑りにくい材質を使用する等、水中ウォークの利用者に対応してください。
- ・天井の梁等の形状、照明器具の配列等をレーン方向に配置する等、選手の心理的側面にも十分に配慮した計画としてください。
- ・プール槽の材質は、長期的に見て塗装等の保守・維持管理費用が抑えられるものを使用してください。

(幼児用プール)

- ・広さは50.0㎡以上としてください。
- ・水深は、最も深いところで0.6mとしてください。
- ・幼児の使用や障がい者も楽しめるすべり台等の可動型遊具を一時的に設置可能であるものとしてください。
- ・プール槽の材質は、長期的に見て塗装等の保守・維持管理費用が抑えられるものを使用してください。

(採暖室)

- ・プールサイドから直接入れる採暖室を設置してください。
- ・10名程度の収容を想定した広さとしてください。

(プールサイド)

- ・プールサイドは、最大100名程度の同時利用を想定しています。また、小学校の水泳授業で利用する際には、35人学級2クラスがプールサイドで準備運動をすることが想定されます。これらの想定に対応できる十分な広さの面積を確保してください。

- ・プールサイドは適切な水勾配を確保し、耐水性があり、滑り転倒防止に留意した防滑性材料としてください。
 - ・プールの利用終了者が利用しやすい位置にうがい設備と洗眼設備を適切に設置してください。
 - ・利用者が自由に使用できるビート板等を収納できる棚のスペースを確保してください。
- (監視室)
- ・プールサイドに面した位置に設け、プール全体を監視しやすい位置に設けてください。
 - ・救護室や事務室と一体的に設置することも可とします。
 - ・プールの照明等の各設備機器の副制御装置を設置してください。
 - ・市民大会等開催時には本部席を兼ねることのできる広さを備えてください。
- (救護室)
- ・利用者の急な病気やケガに備え、応急手当ができるように設置してください。
 - ・監視室や事務室と一体的に設置することも可とします。
- (器具庫等の収納室)
- ・プール備品を収納する倉庫をプール室に接して設けてください。
 - ・換気を十分に行い、壁面の結露、床面の水たまりができないように配慮してください。
 - ・各プールから利用しやすい位置を取ってください。
 - ・大型器具の搬入や外部からの器具等の搬入に配慮してください。
 - ・利用者が安易に立ち入ることのないように配慮してください。
- (更衣室)
- ・男女を区別し、外部から見渡せない構造としてください。
 - ・水たまりができず滑りにくくする等、床の仕上げには安全面と衛生面及び快適性を配慮してください。
 - ・男女各50名程度の同時利用を想定したロッカー数を設置し、ロッカーは施錠できるようにしてください。
 - ・洗面台、水飲み設備等の必要な機能を、上記の利用想定のもと必要なだけ備えてください。
 - ・ドライヤー、水着脱水機等のスペースを適所に、上記の利用想定のもと必要なだけ備えてください。
 - ・衣類、履物の着脱のため、適所にベンチスペースを、上記の利用想定のもと必要な数だけ設置してください。
 - ・開放できる窓又は換気設備等を効果的に配置し、衛生面及び快適性を確保してください。
 - ・小学校の水泳授業と一般利用者が同時に使用することに配慮した施設規模としてください。
 - ・男女別で更衣室からプールサイドへの動線を確保してください。
 - ・床面はドライで滑りにくい状態を保つことができる機能を備えてください。
 - ・誰もが利用しやすい多目的更衣室を1室以上設けてください。

- ・多目的更衣室からプールサイドへの動線には段差がないようにしてください。
- ・多目的更衣室は利用者、介助者双方の更衣等に配慮した構造としてください。
- ・多目的更衣室についても、更衣室やシャワー室と同等の配慮を行ってください。

(シャワー室)

- ・男女を区別し、更衣室に隣接して設置してください。
- ・シャワーブースは各々独立したシャワーブースとして男女各5つ以上設置してください。
- ・シャワーブースの外に水が流れ出ない構造としてください。
- ・冬期を含む通年の利用に対応できる温水シャワーを備えてください。

(トイレ)

- ・管理エリアのトイレと総合的に計画し、設置してください。
- ・適切な便器の数を設置してください。
- ・濡れた水着のまま利用できるトイレとしてください。
- ・大便器は洋式とし、洗浄装置を設置してください。
- ・多目的トイレを1室以上設けてください。

(通過式洗浄設備（強制シャワー）)

- ・更衣室及びプール付属トイレからプールサイドに出る動線に配慮し、シャワーを適所に設置してください。

(エ) 管理エリア

(受付)

- ・ロビーに面して、受付カウンターを設置してください。
- ・事務室との往来を考慮し、事務室と近接した位置に設置してください。
- ・供用エリアへの設置も可とします。
- ・受付の位置は、本施設の出入口付近とし、利用者に判りやすい位置に設置してください。
- ・受付は施設の利用案内、受付対応等ができるようカウンター形式としてください。
- ・カウンターの高さは子供から高齢者まで利用しやすい高さに配慮してください。

(事務室)

- ・本施設の施設運営全般の事務業務を行う執務スペースとして、想定する運営体制を踏まえた必要となる床面積を確保してください。
- ・監視室や救護室と一体的に設置することも可とします。
- ・供用エリアへの設置も可とします。
- ・従業員更衣室、休憩室、会議室、給湯室等を適宜設置してください。
- ・流し台を設置してください。
- ・監視設備及び全館放送を設けてください。

(倉庫)

- ・本施設で必要となる資機材の収納スペースを十分に確保してください。

(機械室)

- ・温水・空調用熱源ボイラー、ろ過システム等のスペースを確保してください。
- ・メンテナンスや将来的な更新等を踏まえて、十分なスペースを確保してください。
- ・機械室の配置、広さ、有効高さ、配置等の経路、機器搬出入経路等の設備スペース及び床荷重の決定にあたっては、建築設計と十分な調整を行ってください。
- ・機器の配置は、その機能が効率的に確保できるものとし、人の通行や執務に必要な機器等の設置に支障をきたさないようにしてください。
- ・給気、排気を十分に確保してください。
- ・防音、防振対策を施してください。

(電気室)

- ・受変電設備（キュービクル）の設置場所を電気室内、屋外、屋上等のいずれとするかは、提案によるものとします。
- ・電気室を設置する場合は、原則として、トイレや給湯室等の水を使用する諸室の下階には電気室を配置しないようにしてください。

(観覧コーナー)

- ・最大50名程度の同時観覧を想定した、プール全体を見学できる観覧コーナーを設けてください。
- ・供用エリアへの設置も可とします。
- ・椅子、ベンチ等スペースを適宜設けてください。

(オ) エントランス、ロビー等

公募対象公園施設との供用を可とします。

(エントランス)

- ・本施設の利用者の主たる出入口には風除室を設け、余裕のある間口としてください。
- ・身体障がい者、高齢者等が利用しやすいように段差を設けない等の配慮をしてください。
- ・施設全体の案内及びイベントの状況等を周知する掲示板をホールの見やすい場所に設置してください。
- ・バリアフリー対応のスロープを設置してください。

(ロビー)

- ・エントランスに隣接して設置してください。
- ・テーブル、椅子、ベンチ等スペースを適宜設置してください。
- ・大会時等の集中利用時においても安全性を維持できる広さとしてください。
- ・本施設を案内する案内板、及びイベントの状況等を掲示する掲示板を見やすい場所に設置してください。

(廊下、階段)

- ・利用者に応じたスムーズな動線計画としてください。

- ・階段を設ける場合は、幼児の利用も考慮した手すりを設置してください。
- ・廊下、階段を設置する場合、十分な幅員を持たせる等、大会時等の集中利用時においても安全に利用できる計画としてください。

(トイレ)

- ・利用者数に応じたトイレ・洗面設備を設置してください。
- ・女性用トイレの混雑に配慮した計画としてください。
- ・乳幼児の利用に配慮してください。
- ・多目的トイレは1か所以上、トイレと隣接した場所に設置してください。
- ・多目的トイレはオストメイト対応としてください。
- ・多目的トイレはおむつ交換台を設置してください。

(エレベーター)

- ・建築物の階数が2以上となる場合は、エレベーターの設置を必須とします。設計時に本市と協議してください。

(カ) 電気設備

(基本的事項)

- ・耐久性、更新性、メンテナンス性に配慮し、容易に保守点検、改修工事を行うことができるよう計画してください。

(電灯・コンセント設備)

- ・照明器具は高効率な器具とし、諸室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行ってください。

(放送設備)

- ・施設館内及び屋外への放送として、非常放送と業務放送が可能な設備としてください。

(電話・インターホン設備)

- ・事務室に電話機を設置する等により、外部との通信を可能としてください。
- ・施設内連絡用として、各諸室に内線電話又はインターホンを設置してください。

(音響設備)

- ・明瞭度に優れ、防湿対策、塩素対策を行った音響機器一式を設置してください。
- ・音響設備は、事務室において操作できるようにしてください。
- ・運営方法にあわせて、事業者にて提案してください。

(テレビ共同受信設備)

- ・来館者へのサービスに考慮し、本施設の適切な場所に、受信可能な商業放送及び館内共聴設備を整備してください。

(火災報知設備)

- ・事務室等に主防災監視装置を設置し、施設内の防災情報を統括するシステムを構築してください。

(防犯管理設備)

- ・警備システムは、機械警備を基本とし、本施設の敷地全体の防犯・安全管理上、必要な箇所に監視カメラを設置し、監視モニター（長時間自動録画機能付）による一元管理を行うなど一体的に管理できるようにしてください。
- ・多機能トイレや更衣室等の必要箇所に呼び出しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音声等により知らせる設備を設置し、事務室に表示装置を設置してください。

(情報通信設備)

- ・本施設全体の運営・運用システムに必要な機能を有する情報システム及び情報通信環境を計画してください。

(キ) 空気調和設備

(基本的事項)

- ・安全性、将来性を考慮し、各室の用途・利用時間帯に配慮したゾーニングを行い、快適な空調システムを選定してください。

(空調設備)

- ・各空調機のシステム及び型式は、空調負荷や換気量等を考慮して、適正な室内環境を維持することができるものとしてください。
- ・用途、使い勝手、利用時間帯等にも配慮した計画とし、きめ細やかな対応を可能とする設備計画としてください。

(換気設備)

- ・諸室の用途、換気の目的等に応じて適切な換気方式を選定してください。特に、湿気による結露・カビの発生防止に配慮してください。
- ・プールの湿気及び塩素が一般エリアに流入しないよう施設全体のエアバランスを適切に保つ計画としてください。

(排煙設備)

- ・有効な開口部が設置可能な部分は極力自然排煙方式を優先し、省コスト化を図ってください。

(ク) 給排水衛生設備計画

(基本的事項)

- ・利用者の快適性、耐久性、保守管理の容易さに優れた機器及び器具を採用してください。

(給排水設備)

- ・給水方式は衛生的かつ合理的な計画としてください。
- ・施設内の各箇所の給湯量、利用頻度等を勘案し、使い勝手に応じた効率のよい方式を採用してください。
- ・屋内排水系統は汚水排水系統と雑排水系統の2系統としてください。

(衛生器具設備)

- ・不特定多数の人々に使用される施設であることから、衛生的で使いやすく、快適性の高い器具を採用してください。
- ・衛生器具は人員の規模に応じた適切な数としてください。
- ・幼児及び幼児同伴のトイレ利用に配慮し、幼児用便器を適宜設置してください。

(熱源設備)

- ・効率性や環境負荷等を考慮してください。

(循環ろ過設備)

- ・循環ろ過設備は、機能性・安全性の両面を経済的に実現できるものとしてください。

③案内板・看板等

- ・公園利用者が認識しやすい位置に、公園内の施設の情報や誘導のための案内板を設置してください。
- ・各案内板の表示言語は、日本語、英語、ポルトガル語の3か国語としてください。
- ・表記については、ピクトグラムを使用するなど視覚的に分かる配慮をしてください。
- ・案内板のデザイン、規模等については、園内で統一したデザイン・規模のものを設置してください。

④インフラ整備（電気、ガス、水道等）

- ・施設に必要なインフラを整備してください。
- ・インフラ整備に伴い新たな引き込み等を行うに当たっては、各インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、本市が負担します。

⑤園路

- ・公園内の既存公園施設との動線に配慮して園路を整備してください。
- ・日常的なまちの回遊性を高めるとともに、非常時における避難経路を確保するため、周辺街区との動線に配慮してください。
- ・舗装材は、雨天時でも滑りにくい素材としてください。
- ・イベントや公募対象公園施設による混雑時の安全性等に配慮してください。
- ・樹木管理や埋設物管理等に伴うメンテナンス車両の通行や、緊急車両の通行を想定し、通行の可能性がある部分は、幅員、歩行者の安全、舗装仕様等に配慮した計画としてください。

⑥地盤整備

- ・特定公園施設の地盤整備は、建設発生土の現場内再利用をできる限り考慮したうえでできるだけフラットあるいは緩やかな勾配になるようにしてください。ただし、構造上やむを

得ない場合、あるいは地盤の勾配を活かすことでより魅力的な空間が提案できる場合などはこの限りではありません。

- ・地盤整備にあたっては、排水機能の確保、既存地下施設への浸水対策に十分配慮してください。

⑦樹木及び植栽

- ・豊かな樹木を保全・活用しつつ、来園者にとって快適な環境を提案してください。
- ・樹木の成長に配慮し整備してください。

⑧駐車場

- ・施設配置に応じた駐車場を整備してください。
- ・施設規模に限らず、公園全体の来園者の利用を見据えた駐車場とし、収容台数の最大化を図り整備してください。
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）に基づき、身障者用の駐車場を整備してください。
- ・車道から駐車場への車両の出入りにあたっては、車道における交通を妨げないよう安全に配慮した車路としてください。

⑨その他

- ・その他よりよい提案があれば、提案してください。

（４）特定公園施設（水泳場）の管理運営方針

①指定管理者の指定及び管理運営経費

本市は、認定計画提出者を特定公園施設の一部である水泳場に対し指定管理者として指定することを予定しています。

指定管理業務に係る管理運営経費は、利用料金制を採用し、本市から支払う指定管理委託料の他、特定公園施設（水泳場）の利用料金、公募対象公園施設及び利便増進施設からの収益等、特定公園施設の自主事業における収益等により賄っていただきます。

応募者には、本市に負担を求める指定管理委託料見込額を提案していただきます。なお、指定管理委託料については、本市と認定計画提出者で業務内容を協議の上で確定し、指定管理基本協定及び細目協定書を締結します。ただし、予算措置及び指定管理者の指定について越前市議会で可決されることを条件とします。

（参考）

越前市家久スポーツ公園温水プール

指定管理委託料：約 28,400 千円/年

使用料：約 5,000 千円/年

利用料金制を想定した指定管理委託料：約 23,400 千円/年

②特定公園施設（水泳場）の利用料金及び営業時間

水泳場は、原則都度利用とし、使用料は、公共施設であることを踏まえ、地域の実情や公園の特性を踏まえた上で、社会通念上適正な額で、本市と認定計画提出者が協議し、越前市議会で可決した額とします。なお、利用料金は、使用料の範囲内で本市の承認を受けて認定計画提出者が定めた額とします。また、営業時間は、認定計画提出者が本市と協議し、本市の承認した営業時間とします。

③指定管理業務の範囲及び具体的内容

認定計画提出者には、指定管理業務として次の業務を行っていただきます。指定管理業務の詳細な仕様及び指定期間については、公募設置等計画の選定後に本市と認定計画者が協議し、指定管理者選定委員会の意見を聞いた上で決定するものとします。

（ア）施設の維持管理に関する業務

- a 施設の鍵の開錠施錠、施設の清掃
- b 電気設備等の点検及び保守
- c 電気料、水道料等の光熱水費、下水道使用料等の支払い
- d 施設の維持管理に必要な修繕
- e 施設の維持管理に必要な消耗品の購入及び支払い等
- f 設備、備品の維持管理
- g 施設内の利用状況を常に把握し、事故・災害・犯罪等防止のための巡視・点検

（イ）施設の運営に関する業務

- a 施設の利用調整（公的行事の優先的利用調整を含む）
- b 使用許可申請の受付、使用許可等
- c 施設予約システムによる施設の予約等及びシステムの利用促進
- d 使用の不許可、使用許可の変更・取消し等
- e 利用料金の徴収
- f 教育委員会の承認を受け、施設の供用日及び供用時間の変更
- g 利用者の増加を図るための取り組み
- h 武生中央公園との一体的な利用によるメリットを引き出す企画運営
- i 施設の管理・点検・保守等に必要な有資格者の配置

（ウ）その他市長が管理上必要と認める業務

- a 緊急時対策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、職員の指導
- b 個人情報の保護の体制をとり職員に周知徹底
- c 越前市の環境方針・目標に沿った事業の実施と周知徹底
- d スポーツの普及振興

- e 苦情等への対応
- f 越前市環境マネジメントシステム（EEMS）に沿った事業の実施
- g 他に教育委員会が管理上必要と認める業務

（エ）自主事業

自主事業とは、施設の魅力向上や利用促進に資することを目的とした催事等を実施する事業、売店などを設置し、公園利用者へのサービス向上を図る事業及びその他施設の機能増進や活性化につながる事業を指します。認定計画提出者は、この自主事業を実施することができます。なお、自主事業により得た収益は認定計画提出者の収入となりますが、自主事業に要する経費に本市が支払う指定管理委託料を充てることはできません。また、認定計画提出者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ本市と協議し、必要な許可を得る必要があります。

④施設の修繕

施設、設備機器及び備品等の1件当たり30万円までの小規模修繕については、本市と協議の上確定した指定管理委託料の範囲内で認定計画提出者に修繕していただきます。

⑤災害等への対応

認定計画提出者は、指定期間中、管理業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、本市を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報いただきます。

また、認定計画提出者は、暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他本市がこれに類すると認めた事故により生ずる被害により、一時的に市民の避難場所等として本市が当該施設を必要とするときは、本市の要請に応じ緊急の開錠を含めた施設等の管理運営を行っていただき、その間は、本市の指示に従ってください。なお、避難場所等として使用したことに伴う管理経費については、認定計画提出者と本市が協議して定めるものとします。

⑥第三者機関による業務実施状況の確認

本市は、認定計画提出者が提出した事業報告書等に基づき、管理業務の実施状況の確認を第三者機関に行わせることができるものとします。

⑦指定の取消し等

次の各号のいずれかに該当するときは、水泳場に係る指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止命令を行います。なお、指定管理者の指定を取消し、又は管理業務の停止を命じたときは、既に認定計画提出者に対して支払った管理費用の

全部又は一部を返還しなければなりません。

- (ア) 認定計画提出者が、越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年越前市規則第53号）第11条第2項の規定に該当するとき。
- (イ) 認定計画提出者が、本公募設置等指針に定めた応募者の資格を失ったとき。
- (ウ) その他認定計画提出者に管理業務を行わせておくことが不可能、著しく困難又は社会通念上著しく不相当と判断したとき。

⑧業務の引継ぎ等

指定期間が終了したとき又は指定の取消しがあったときは、施設の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、本市が必要と認める引継ぎ業務を実施しなければなりません。なお、引継等に要する費用は、原則として、認定計画提出者に負担していただきます。

3. 利便増進施設の設置に関する事項

(1) 利便増進施設の設置について

利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。設置できる施設は、自転車駐車場、地域における催しに関する情報提供のための看板・公告塔とします。

(2) 利便増進施設を設置する場合の占用料

認定計画提出者は、公園施設設置許可申請で許可された面積に対して、越前市行政財産の使用料徴収条例に基づき、以下に掲げる使用料金を負担していただきます。ただし、当該条例が改正された場合は、改正後の条例規定によるものとします。なお、使用料の下限値は、固定資産評価により変動します。

■公園使用料月額：当該土地1㎡当たりの固定資産評価相当額×6/1,000×使用面積

4. 屋内催事場の利活用に関する事項

(任意提案) 武生中央公園の賑わい創出及び中心市街地の活性化を図るため、特定公園施設及び公募対象公園施設と連携した屋内催事場の利活用について提案してください。(参考資料4)

5. 都市公園の環境の維持及び向上措置

(1) 関係法令の遵守及び公園利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営

関係法令を遵守し、公園利用者の安全性及び快適性を考慮した管理運営を行っていただきます。

（２）暴力団の施設利用に係る措置

本施設が暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認められるとの疑義がある場合は、本市の担当部署を通じ、暴力団の利益になる利用であるかどうかを福井県警察本部長に対し、照会します。その結果、暴力団の利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として認定計画提出者において、利用の不許可処分を行っていただきます。

（３）障がい者差別解消に係る配慮

認定計画提出者は、管理業務を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）及び同法に基づく障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に準じて、不当な差別的扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障がい者に対する適切な対応を行っていただきます。

６．認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、基本協定締結日から２０年間とします。有効期間には、設計、工事及び事業終了前の手続きに要する期間を含みます。

７．設置等予定者を選定するための評価基準

提案書等の審議は、本市による事前審査を行った後、学識経験者等で構成する武生中央公園公募対象公園施設等設置等予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行います。なお、選定委員会では、評価基準に沿って評価を行います。

第3章 公募の実施に関する事項

1. 公募への参加資格等

(1) 応募者の資格

- ①応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。個人の応募はできません。
- ②応募グループで応募する場合は、応募時に共同事業体等を結成し、代表構成団体（他の法人は「構成団体」とする。）を定めてください。
- ③代表構成団体は、公募対象公園施設の設置許可を受け、特定公園施設を本市に譲渡し、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備・管理運営について、本事業を遂行する責務を負うこととします。なお、公募対象公園施設及び特定公園施設（水泳場）の整備・管理運営については、代表構成団体又は構成団体が実施することとします。
- ④特定公園施設の建築物の設計業務に当たる応募法人又は応募グループを構成する代表構成団体及び構成団体（以下「応募法人等」という。）のうち少なくとも1者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っており、類似施設の設計業務の実績を有していることとします。
- ⑤特定公園施設（水泳場）の建設業務の役割に当たる応募法人等のうち少なくとも1者は、越前市内に主たる営業所を有し、かつ特定建設業の許可を有し、令和元年・2年度の越前市建設工事指名競争入札等参加資格の「建築一式工事」の登録を行っていることとします。
- ⑥特定公園施設（水泳場）の管理・運營業務に当たる応募法人等の少なくとも1者は、平成21年度以降に屋内プール施設について1年以上の運営実績を有するもので、指定管理者の指定前には、越前市内に事業所を置く、又は置こうとするものとします。（「置こうとする」とは、応募登録時には市内に事務所がなく、当該指定管理者の議案を越前市議会に提出する概ね20日前までに、市内に事務所を置く場合をいう。）

(2) 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する者は応募することができません。

- ①会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている者。
- ②当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている者。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者。
- ④公募設置等指針公表、配布日から公募設置等予定者決定通知日までの間に、越前市において指名停止又は指名除外の期間中の者。
- ⑤法人税及び越前市の市税を滞納している者。
- ⑥暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規

定する暴力団又はその利益となる活動を行う者。

⑦選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している者。

（３）応募条件

①応募法人等は、他の応募グループの代表構成団体又は構成団体となることはできません。

②同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表構成団体又は構成団体となることはできません。

（４）応募グループの構成員の変更

法人のグループで応募する場合、代表構成団体及び特定公園施設の管理運営業務を行う構成団体の変更は原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、本市は必要に応じ、代表構成団体に書類の再提出等を求めることがあります。

（５）提供情報

公募設置等計画の作成にあたっては、以下の資料を参照してください。

- ・武生中央公園水泳場再整備事業 基本協定書（案）
- ・武生中央公園水泳場再整備事業 建設・譲渡契約書（案）
- ・参考資料１（公園平面図）
- ・参考資料２（事業区域図）
- ・参考資料３（公募対象公園施設一覧表）
- ・参考資料４（屋内催事場整備概要）
- ・参考資料５（武生中央公園利用者数）
- ・参考資料６（武生中央公園水泳場、家久スポーツ公園温水プールの利用実績）
- ・参考資料７（武生中央公園水泳場、家久スポーツ公園温水プールの施設使用料）
- ・参考資料８（小学校の学校別・学年別児童数・学級数）
- ・参考資料９（周辺のポーリング調査結果）
- ・参考資料１０（周辺の上下水道・ガス管平面図）

２．応募手続き

（１）公募設置等指針の配布

本公募設置等指針は、以下のように配布するとともに、本市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

- ・配布日：令和２年４月２日（木）から
- ・配布場所：事務局（第３章１３．（３））

（２）事前説明会

開催を中止します。

（３）応募登録に関する質問及び質問に対する回答

- ①提出期間：令和２年４月２日（木）から同年**４月２８日（火）** １７時００分まで
- ②提出方法：事務局へ様式４を電子メールにて提出
※件名を「武生中央公園水泳場 質問」としてください。
- ③回答期限及び方法：令和２年**５月８日（水）**までに回答を市ホームページに掲載

（４）応募登録の受付

本事業に応募される方は、「提出書類一覧表」の項目１から項目６までの書類を提出してください。

- ①提出期間：令和２年**４月９日（木）**から同年**５月１８日（月）** １７時００分まで（必着）
- ②提出方法：事務局へ持参又は郵送
※郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法で郵送してください。

（５）公募設置等指針等に関する質問及び質問に対する回答

- ①提出期間：令和２年**４月９日（木）**から同年**６月２９日（月）** １７時００分まで
- ②提出方法：事務局へ様式４を電子メールにて提出
※応募登録時に登録したメールアドレスから送信してください。
※件名を「武生中央公園水泳場 質問」としてください。
- ③回答期限及び方法：令和２年**７月６日（月）**までに回答を市ホームページに掲載

（６）公募設置等計画等の受付

応募登録された方は、「提出書類一覧表」の項目７から項目１３までの書類及び公募設置等計画を以下のとおり提出してください。

- ①提出期間：令和２年６月５日（金）から同年**７月２０日（月）** １７時００分まで（必着）
- ②提出方法：事務局へ持参又は郵送
※郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法で郵送して

ください。

（７）提出書類作成の注意事項

○一般的事項

- ・公募設置等計画等の提出は１応募法人等につき１提案とします。
- ・全ての構成団体について「１．（２）応募の制限」に抵触しないこととします。
- ・提出書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・関係法令及び条例を遵守し、かつ本公募設置等指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で提出書類を作成してください。
- ・提出書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・提出書類の提出後の変更は認めません。
- ・必要に応じて提出書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。

○応募登録の受付時の提出書類

- ・左綴じ、応募法人又は応募グループごとに１分冊として提出してください。

○公募設置等計画等の受付時の提出書類

- ・左綴じとし、ページ数を付して提出してください。
- ・明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。
- ・副本については、法人の名称、マーク、応募者の法人名等が特定又は類推できるような記載や表示はしないでください。
- ・提出書類一式を電子データ化したものを CD-R にて１部提出してください。データは PDF 形式ものとしてください。

（８）受付時間

応募登録及び公募設置等計画等の受付を含め全ての事務取扱は８時３０分から１７時００分までとします。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

（９）プレゼンテーション用資料

公募設置等計画等の提出後、プレゼンテーション用の資料の電子データを以下のとおり提出してください。

- ・提出データ：プレゼンテーション時発表資料（形式：パワーポイント）
※公募設置等計画等で記載されている以外の内容は使用できません。
- ・提出期限：令和２年 **７月２０日（月）** １７時００分まで（必着）
- ・提出方法については事前にご相談ください。

○提出書類一覧表

項目	提出書類	様式	提出部数	
			正	副
1. 応募登録時に必要な提出書類				
1	応募登録申込書	1-1	1 部	1 部
	共同事業体協定書（写）（応募グループ用）	—	1 部	1 部
2	誓約書	1-2	1 部	1 部
3	委任状（応募グループ用）	1-3	1 部	1 部
4	事業実施体制表	1-4	1 部	1 部
5	事業実施体制表に関する添付書類	—	—	—
	①一級建築士事務所登録を証する書類の写し	—	1 部	1 部
	②水泳場の管理・運営実績調書	1-5	1 部	1 部
	③類似施設の設計業務実績調書	1-6	1 部	1 部
6	応募関連書類 ※応募グループの場合、構成団体も含む	—	—	—
	①定款	—	1 部	1 部
	②会社概要書	—	1 部	1 部
	③法人登記簿及び印鑑証明書	—	1 部	1 部
	④納税証明書 ※未納がない証明でよい（税務署発行のもの）	—	1 部	1 部
	⑤財務諸表（直近 3 年分） 「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」の写し ※有価証券報告書を提出している場合は、該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表	関係法令に定める様式	1 部	1 部
	⑥事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は、該当箇所の写しでもよい。	関係法令に定める様式	1 部	1 部
	⑦法人税の税務申告書一式の写し（直近 3 年分）	—	1 部	1 部
⑧財務状況表	1-7	1 部	1 部	
2. 公募設置等計画等の提出書類				
7	公募設置等計画 表紙	2-1	1 部	1 5 部
8	事業の実施方針	2-2	1 部	1 5 部
	①事業の実施方針、②地域活性化への貢献、③事業スケジュール			
9	事業実施体制	2-3	1 部	1 5 部

10	各施設の整備計画 ①全体計画②公募対象公園施設の図面等③特定公園施設の図面等 ④工事の実施方法	2-4-1 ～ 2-4-10	1 部	1 5 部
11	各施設の管理運営計画 ①公園の賑わい向上や集客につながる企画提案 ②管理運営の方針 ③維持管理の方針 ④屋内催事場の利活用（任意提案）	2-5	1 部	1 5 部
12	各施設に関わる投資計画及び収支計画 ①各施設の投資計画・資金調達計画及び収支計画	2-6	1 部	1 5 部
13	価額提案書 ①価額提案書 ②特定公園施設の整備費内訳	2-7-1 2-7-2	1 部	1 5 部

3. 公募設置等計画等の評価、設置等予定者の選定

(1) 審査方法

設置等予定者の選定は、本市が都市公園法第5条の4第1項に基づき、全ての公募設置等計画の審査を行い、その審査を通過した計画について、都市公園法第5条の4第2項に基づき評価を行う2段階で実施します。詳細は、以下の手順に従い審査します。

①第一次審査

(ア) 参加資格の確認

(イ) 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないかを審査します。

(ウ) 本公募設置等指針に照らし適切なものであるかの審査

公募設置等計画が本公募設置等指針に照らし適切なものであること、公募対象公園施設の設置又は管理が都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであることを審査します。

(エ) 財務諸表の確認

財務諸表を確認し、安定した事業が実施できるかを審査します。

(オ) 審査条件に満たさない場合の措置

審査の結果、誤字・脱字、乱丁・落丁など、内容の変更を伴わず提案書の要件に適合しないと事務局が認めたものについては、記載誤りとし、添付資料漏れ、記載漏れ、計算誤り、余事記載など内容への影響が軽微なもので、事務局の補正要求に容易に応じられるものについては、提案書の一部差替え又は正誤表による修正を認めます。

②第二次審査

第一次審査を通過した公募設置等計画について、選定委員会において評価基準に従って評価を行います。応募者には、選定委員会におけるプレゼンテーションやヒアリングに出席していただきます。詳細な日時や場所等については、事務局から連絡します。また、公募設置等計画等について不明な点等がある場合は、応募者に対して回答を求めることがあります。なお、プレゼンテーションは各応募者30分以内、質疑応答は20分程度とし、順次個別に行います。

(2) 選定委員会

提案書の審査は選定委員会が行います。選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画等について(3)評価基準に基づき審査を行い、総得点の高いものから順に順位付けを行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。最高得点を得た者が複数ある場合は、評価項目「3各施設の整備計画」の合計点が高い者を上位とします。なお、評価点の満点(580点)を選定委員会の委員数で乗じた点数の6割を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から最優秀提案と次点提案を選定します。また、審査の結果によっては、最優秀提案、次点提案の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。選定委員会の委員は、以下のとおりです。

役 職	役割、人数
委員長	学識経験者
副委員長	学識経験者
委員	外部委員3名
委員	内部委員4名

(3) 評価基準

各評価項目に係る評価基準及び配点は下表のとおりとします。2次審査の評価方法は、評価項目の1実施体制(業務実施体制)、2事業実施方針、3各施設の整備計画、4施設の管理運営計画については、各評価項目の配点に評価係数を乗じて得点を算出します。

項目	評価項目	評価の視点	配点
1 実施 体制	業務実績 (事務局審査)	- 安定した水泳場の管理・運営が見込めるか【様式1-5】 - A: 福井県内における水泳場の管理・運営実績数 50点: $A \geq 6$ 施設 30点: $2 \text{ 施設} \leq A \leq 5 \text{ 施設}$ 10点: $A = 1 \text{ 施設}$	50

	業務実施体制	・応募法人等の構成団体の役割、責任分担、連携・協力関係、補完体制 ・業務の実施体制、緊急時の体制、人員の配置 など 【様式 2-3】	3 0	
2 事業 実施 方針	事業の実施方針	・本事業に対する認識・解釈 ・事業の実施方針、コンセプト など 【様式 2-2】	3 0	9 0
	地域活性化への貢献	・建設工事における市内業者等への配慮 など 【様式 2-2】	3 0	
	事業スケジュール	・適切な事業スケジュールとなっているか など 【様式 2-2、様式 2-4-10】	3 0	
3 各 施設 の 整備 計画	全体計画	・公園全体として施設配置、動線計画は適切な提案となっているか ・景観に配慮した建築意匠、公園ランドスケープが提案されているか ・駐車場は、公園全体の施設規模に配慮した台数設定となっているか など 【様式 2-4-1、様式 2-4-6～2-4-9】	5 0	1 5 0
	公募対象公園施設	・公募対象公園施設は、公園の利便性向上及び中心市街地の活性化に繋がるような独自性の高い施設整備計画となっているか ・他公園施設との連携に資する施設提案となっているかなど 【様式 2-4-2～2-4-5】	5 0	
	特定公園施設（水泳場）	・魅力ある施設整備計画となっているか ・施設利用者に配慮した施設配置、動線計画の提案となっているか など 【様式 2-4-6～2-4-9】	5 0	
4 施設 の 管理 運営 計画	・公園の賑わい向上や集客につながる企画の提案となっているか ・周辺施設・地域との連携による相乗効果が期待できる運営計画となっているか ・利用者サービス向上に資する施設の管理・運営計画となっているか ・小学校の水泳授業の受け入れ体制は十分に検討されているか ・市民の健康増進、余暇利用、水泳競技力の向上に繋がる提案となっているか ・維持管理の方針は適切な提案となっているか ・施設の管理運営計画に見合う指定管理委託料見込額及び事業収支計画となっているか など 【様式 2-5、様式 2-6、2-7-1】		1 0 0	

	屋内催事場の 利活用（任意 提案）	・公園の賑わい創出に繋がる提案となっているか ・中心市街地の活性化に繋がる提案となっているか など 【様式 2-5】	3 0 ※ 提案があれば加点点評価	
5 価額提案 （事務局審査）	・水泳場の規模に対する、特定公園施設の本市に負担を求 める額を、提案者間での比較により評価します 【様式 2-7-1】	1 0 0	1 3 0	
	・公募対象公園施設の公園施設設置許可使用料の加算額 を評価します 【様式 2-7-1】	3 0		
合 計			5 8 0 内加算点 3 0	

(評価係数)

優れている	概ね優れている	普通である	やや不安がある	不安がある
1.0	0.75	0.5	0.25	0

(4) 選定結果の通知

選定結果は、速やかに応募者に対して文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果については、本市ホームページで公表します。

(5) 選定委員会の委員等への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となる場合があります。

また、本公募設置等指針公表日から公募設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らず、いかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せにも、お答えできません。

4. 公募設置等予定者の決定

本市は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。本市が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

5. 公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。なお、認定に当たっては、評価・選定のための選定委員会での意見等を踏まえ、必要に応じ、本市と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、当該変更後の計画を認定する場合があります。なお、公募設置等計画が認定された場合でも、提出された計画の内容全てが必ず実施できることを担保するものではありません。認定後、設計協議を進める中で、関係者等との協議が調わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

6. 認定公募設置等計画の変更

公募設置等計画の認定後、各種調査、関係者調整等を実施した上で、詳細な事業計画を策定した結果、認定公募設置等計画を変更せざる得ない場合は、認定計画提出者は本市と協議の上、認定公募設置等計画の変更の申請を行う必要があります。

変更にあたっては、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができます。

7. 契約の締結等

本市と認定計画提出者の間で、以下の契約手続き等を行います。

(1) 基本協定

認定計画提出者は、本市が認定した公募設置等計画に基づき、本市と協議の上、本事業を実施するための包括的な役割分担等について定めた武生中央公園水泳場整備事業基本協定（以下「基本協定」という。）を締結します。

(2) 公募対象公園施設の設置許可

認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置の開始時期までに、本市に対して都市公園法第5条に基づく公園施設の設置許可を受け、認定計画提出者の負担において建設、維持管理及び運営を行っていただきます。また、設置許可期間（更新期間も含む。）には、公募対象公園施設の建設に係る期間や事業終了前の手続きに要する期間を含むものとします。

(3) 特定公園施設建設・譲渡契約

認定計画提出者は、工事着手前に、本市と「特定公園施設建設・譲渡契約」を締結します。なお、締結前に越前市議会の可決を得る必要があります。

(4) 利便増進施設の占用許可

利便増進施設を設置する場合、設置工事着手前までに都市公園法第6条に基づく都市公園占用許可を受け、設置、維持管理を行っていただきます。

(5) 指定管理者の指定

本市は、認定計画提出者を特定公園施設の一部である水泳場に対し指定管理者として指定をすることを予定しています。

指定管理者の指定については、まず、指定管理者選定委員会の審査（管理業務計画書、収支計画書その他書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング、選定基準に基づく審査）を受け、適当と認められた場合に指定管理者の候補者として選定します。

その後、越前市議会で可決を得る前に、管理に係る細目的事項、指定管理委託料を定めるため、越前市議会の指定議案の可決を得ることを成立条件とする仮協定を締結します。

指定議案を提出し、指定議案の可決を得たときには、指定管理者を指定し、その旨を当該指定管理者に通知するとともに、公表します。

指定管理者の基本協定書で委任を受けた事項等については、指定期間の初日及び次年度以降の年度当初に細目協定を締結します。なお、指定期間中は、一定期間ごとに評価を受けることを必須とし、協定書等に基づく目標の達成状況について指定管理者評価委員会による評価を実施します。その際、評価委員会が管理を継続することが適当でないと判断した場合には、一定の猶予期間を設けた上で、指定を取消し、新たに公募・選定を行うことがあります。

8. リスク分担等

(1) リスク分担

本事業の実施における主なリスクについては、以下の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、本市と認定計画提出者が協議の上、負担者を決定するものとします。

リスクの種類	内容	本市	認定計画提出者
法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	認定計画提出者が工事・維持補修・運営において第三者に損害を与えた場合		○
物価	設置等予定者決定後のインフレ、デフレ	特定公園施設の維持管理・運営	協議事項
	上記以外の場合		○
金利	設置等予定者決定後の金利変動	特定公園施設の維持管理・運営	協議事項
	上記以外の場合		○
不可抗力		特定公園施設	協議事項

	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業 ※1	公募対象公園施設		○
資金調達	必要な資金確保			○
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期	○		
	認定計画提出者の責任による中止・延期			○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻			○
申請コスト	申請費用の負担			○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担			○
公募対象公園施設の競合	競合施設による利用者減、収入減			○
公募対象公園施設の需要変動	当初の需要見込みと異なる状況			○
運営費の増大	本市以外の要因による運営費の増大			○
	本市の責による運営費の増大	○		
施設の修繕等 (特定公園施設)	施設、機器等の損傷 ※2	○		○
施設の修繕等 (公募対象公園施設)	施設、機器等の損傷			○
性能リスク	第2章2. (3)において本市が要求する内容の不適合に関するもの			○
損害賠償 (特定公園施設)	施設、機械等の不備による事項	○		
	施設管理上の契約の内容に適合しないものによる事項			○
損害賠償 (公募対象公園施設)	施設、機械等の不備による事項			○
	施設管理上の契約の内容に適合しないものによる事項			○
警備リスク	認定計画提出者の警備不備によるもの			○
運営リスク	施設、機械等の不備又は施設管理上の契約の内容に適合しないもの並びに火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク			○

※1 自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

- ・災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行ってください。
- ・特定公園施設、公募対象公園施設が復旧困難な被害を受けた場合、本市は、認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務の停止を命じることがあります。
- ・災害発生時、災害対応のために必要な場合、本市は、認定計画提出者に対して業務の一部

又は停止を命じることがあります。

- ・業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、本市は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償は行いません。

※ 2 特定公園施設の修繕については「第 2 章 2. (4) ④施設の修繕」のとおりとします。

(2) 損害賠償責任

認定計画提出者は、本業務の実施にあたり、認定計画提出者の故意又は重大な過失により、本市又は第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者がその損害を、本市又は第三者に賠償するものとします。

また、本市は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画提出者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

9. 第三者の使用

認定計画提出者は、認定計画提出者が所有する公募対象公園施設の一部を第三者に賃貸する場合においては、事前に本市の確認を得るものとします。なお、貸借人を決定又は変更した場合は、速やかに本市に報告してください。

10. 事業の継続

認定計画提出者が応募グループで事業を行う場合に、その構成団体が倒産するなどし、事業継続が困難となった場合は、認定計画提出者は事業を継続できる体制を構築し、速やかに本市と協議してください。

11. 事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合、都市公園法第 5 条の 8 に基づき、本市の承認により別の民間事業者事業に事業を承継するか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、原状回復して返還していただきます。なお、特定公園施設と合築する場合は、公募対象公園施設を市と協議の上、本市に無償譲渡していただきます。

12. その他

(1) 工事の条件

工事期間中は、本市と円滑な協議が可能な施工体制としてください。

施工中においても、既存公園部分は一般利用が可能となっているため、公園利用者への安全、利便性には十分配慮した計画のもと、施工にあたってください。

（２）法規制等

公募設置等計画の提案内容は、都市公園法、都市計画法、越前市都市公園条例、建築基準法、その他各種関係法令等を遵守してください。事業の実施にあたり必要な許認可の取得や手続きについては、認定計画提出者の負担により実施してください。

（３）事務局（提出先及び問合わせ先）

越前市教育委員会事務局スポーツ課 担当者：牧野、大久保、北川

住所：〒915-8530

福井県越前市府中一丁目13-7

電話：0778-22-7463

電子メールアドレス：sport@city.echizen.lg.jp